

岡山市結核健康診断費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 結核患者の早期発見のため、予算の範囲内において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条第1項の規定により補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、本市内に設置されている学校又は施設（国，都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。）の長が行う別表第1対象事業の欄に掲げる事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、本市内に設置されている学校又は施設（国，都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。）の設置者（以下「施設設置者」という。）とする。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1対象経費の欄に掲げるものに限る。

(補助金額)

第6条 補助金額は、次の各号に掲げる額のうち、最も少ない額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1に定める基準額
- (2) 補助対象経費の実支出額の合計額
- (3) 総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除して得た額

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、岡山市結核健康診断費等補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年3月31日までとする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施明細書（様式第2号）
- (2) 経費精算書（様式第3号）
- (3) 経費精算額内訳（様式第4号）
- (4) 収支決算書抄本
- (5) その他市長が必要と認める書類

4 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までに掲げる書類の添付は要しないものとする。

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第8条 市長は、補助金の交付の申請があった場合、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付の決定及び交付すべき額を確定し、岡山市結核健康診断費等補助金交付決定及び確定通知書（様式第5号）により、施設設置者に対し通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、岡山市結核健康診断費等補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、施設設置者にその理由を付してその旨を通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条の規定による補助金の交付決定及び確定通知を受けたものは、速やかに岡山市結核健康診断費等補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第10条 市長は、助成金の交付の決定に当たっては、規則第7条第1項各号に掲げる条件を付さないものとする。

（状況報告、着手届及び完了届の免除）

第11条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月4日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月23日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

対象事業	基準額	対象経費
1 法第53条の2第1項の規定による定期の健康診断 (1) 胸部エックス線検査	別表第2の事項 区分ごとに当該 事項に係る基準 単価を乗じて得 た額の合計額	対象事業の実施 に必要な報酬, 職 員手当(特殊勤務 手当), 賃金, 報 償費, 旅費, 需用 費, 役務費, 委託 料並びに使用料 及び賃借料

別表第2

事項	基準単価
1 間接撮影(レンズカメラ)	452円
2 〃(70mmミラーカメラ)	475円
3 <u>〃(100mmミラーカメラ)</u> 又は <u>直接撮影</u>	<u>505円</u>